



事務連絡

平成22年1月7日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課調査官

バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の
作業に当たっての留意事項について

石綿による健康障害の防止対策の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、平成21年12月28日付け基安化発1228第2号（以下「通達」という。）により貴会に対しその周知についてお願いしたところですが、当該通達の趣旨は下記のとおりですので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 ウィンチャイト及びリヒテライトについて石綿に準ずるものとして、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に準じたばく露防止対策を講ずることを求めるものであること。
- 2 具体的には、石綿、ウィンチャイト及びリヒテライトの合計が、その重量の0.1%を超えて含有していることが明らかになった場合には、石綿則に準じたばく露防止対策を講ずるとの趣旨であること。

